

2008年漁業センサス主要改正点（案）

1 改正の必要性・背景

平成20年11月に実施を予定している2008年漁業センサス（以下「調査」という。）は、我が国漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、また、近年のプライバシー意識の高まり等の調査環境の変化、国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への対応を図るため、調査事項、調査方法等の変更を行う。

2 改正の概要

(1) 調査体系の見直し

ア 調査の廃止

2003年漁業センサスにおける「漁業従事者世帯調査」については、これまで漁業経営体からの聞き取りによって調査対象（漁業従事者世帯）を特定していたが、近年、事業者の個人情報保護意識の高まりの中で、漁業従事者世帯の正確な聞き取りが困難となったことから廃止する。ただし、漁業従事者の人数、男女別、年齢については、「漁業経営体調査」で雇用主から把握する。

イ 調査対象から除外

- (ア) 「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場については、漁業を主たる目的としていないことから除外する。
- (イ) 「漁業管理組織調査」については、調査の効率的実施の観点から、調査対象を漁業協同組合に関連した組織に限定し、漁業協同組合に関連しない組織は除外する。
- (ウ) 「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」については、調査対象を漁業協同組合に限定し、地方公共団体、遊漁案内業者等は、調査の効率化の観点から除外する。
- (エ) 「水産物流通機関調査」の「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止することに伴い、水産物卸売業者及び水産物買受人は、調査の効率的実施の観点から除外する。

ウ 調査票の整理

- (ア) 「漁業経営体調査」では、個人経営体、漁業協同組合・漁業生産組合、共同経営のそれぞれについて、他計方式により1種類の調査票で把握していたが、調査票の自計化に伴い、正確な記入と調査客体の負担軽減を図ることを目的にそれぞれの調査票を作成し、分離して把握することとした。
- (イ) 「水産物流通機関調査」の「水産物卸売業者調査票」及び「水産物買受人調査票」を廃止する。これに伴い「水産物流通機関調査」の名称を「魚市場調査票」に変更する。

エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加

我が国漁業における担い手の確保・育成や漁村地域の活性化等に資するため、漁業への新規就業者数や漁家民宿利用者数を「漁業経営体調査」の中で、新たに把握する。

更に、資源管理型漁業への転換が進む中で、まぐろ類養殖施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握する。

(2) 調査方法の変更

ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行

漁業センサスについては、これまで流通加工調査を除き、調査客体への面接聞き取りにより実査を行ってきたが、近年のプライバシー意識の高まり等を踏まえて、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行する。

ただし、漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法によることも可能とする。

イ 農林水産省の職員による調査から調査員調査への移行

国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、これまで農林水産省の職員による調査(一部調査員調査を併用)で実施していた「漁業管理組織調査」、「海面漁業地域調査」、「内水面漁業経営体調査」、「内水面漁業地域調査」及び「冷凍・冷蔵、水産加工場調査」については、調査員調査へ移行する。

ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用

調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減等を図る観点から、流通加工調査において、政府共同利用システム(オンライン調査システム)を活用したインターネット申告ができるようにする。